**接道部緑化助成制度**

三鷹市では、緑ゆたかなうるおいとやすらいのあるまちづくりのために、数多くの緑化施策を行っていますが、さらに緑化を進めるため「接道部緑化助成制度」を設けています。

接道部緑化は、災害防止に役立つとともに、四季折々に道ゆく人たちの目を楽しませてくれます。

ぜひこの制度をご活用いただき、緑と水の公園都市のまちづくりにご協力ください。

■　助成内容　■

|  |  |
| --- | --- |
| 工事種別 | 助成内容 |
| 接道部緑化の造成 | １ｍあたり14,000円を限度  延長上限は30ｍ |
| ブロック塀等の撤去 | １ｍあたり10,000円を限度  延長上限は45ｍ |

※ブロック塀等の撤去のみに対する助成制度もあります。

■　助成要件　■

※職員が現地を確認させていただきます。

・工事着手前に申請書をご提出ください。

*ブロック塀等の撤去を伴う場合は以下も助成要件を満たします。*

*・つる性植物*

*・接道部から１ｍ以内の既存樹木*

・造成及び撤去の場所が道路に面していること。

・緑化の延長が２ｍ以上であること。

・緑化後５年以上保存すること。

・樹木であること（低木可、プランターは不可）

・縁石が４０センチ程度以下であること。

・縁石、フェンスによって樹木が見えなくなっていないこと。

・移転補償等を受けていないこと。

三鷹市役所　都市整備部　緑と公園課

０４２２－４５－１１５１（内線）２８３５

■　助成手続きの流れ　■

※工事開始前に「接道部緑化造成等助成金交付申請書」の提出が必要です。

「接道部緑化造成等助成金交付申請書」を提出してください。

（現況写真を添付してください）

現地の調査を行います。

調査の結果をお知らせします。

助成が可能な場合には必要書類をお渡しします。

工事開始

工事完了

「接道部緑化造成等工事完了報告書」及び

必要書類（完了時の写真、領収書等）を提出してください。

現地調査

指定の銀行へ所定の金額を振り込み